

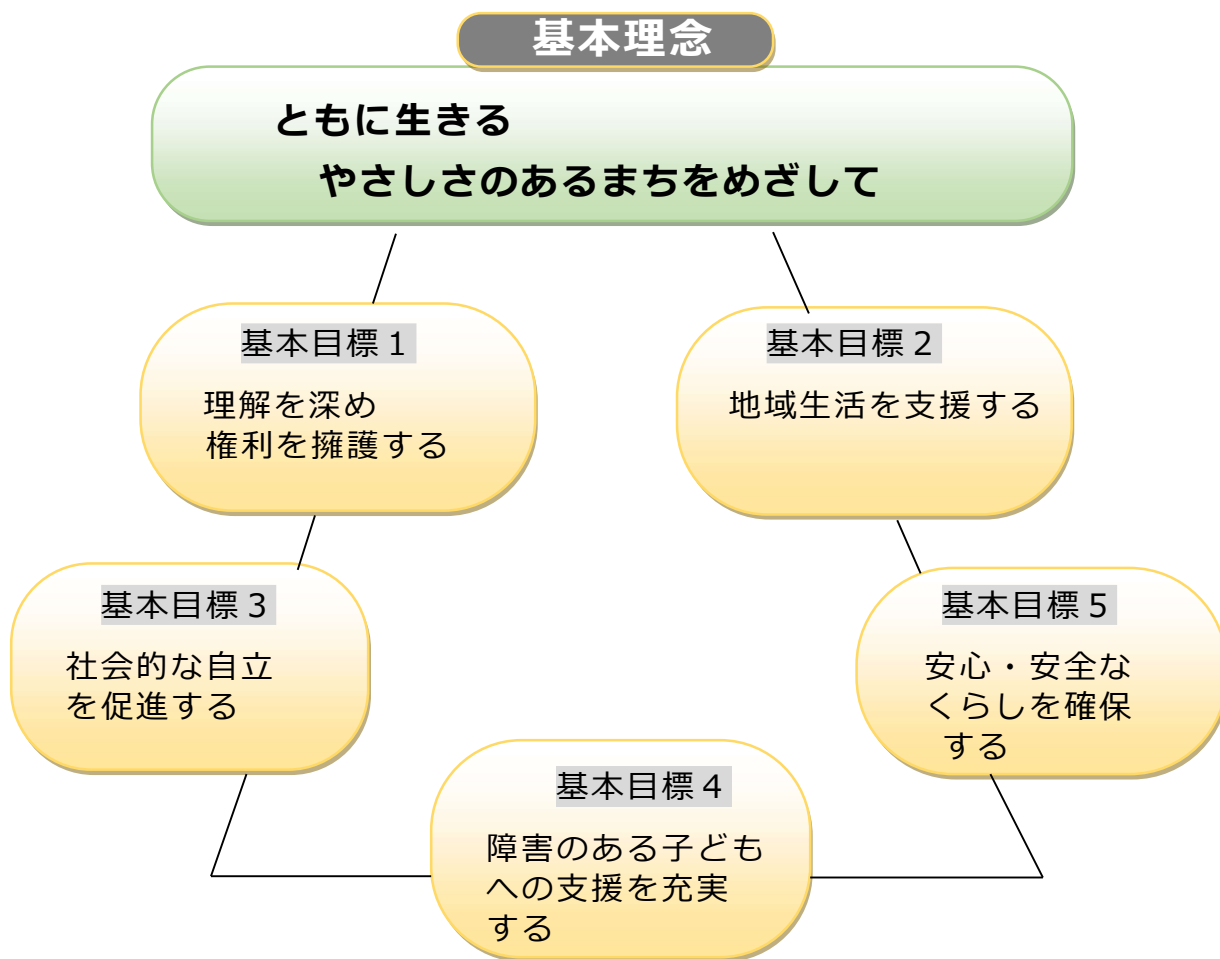
第3章

第7期鶴ヶ島市障害者プラン

第1 基本理念

この計画は、障害のある人が社会の一員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまちとするため、次の基本理念を掲げます。

この基本理念に基づき、障害のある人の立場に立ち、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めるため、次の5つの基本目標を設定し、様々な施策に取り組みます。



第2 基本目標

1.理解を深め権利を擁護する

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を図るため、障害に対する正しい理解や障害者への合理的配慮について引き続き普及啓発を進めます。
また、障害のある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止に努めます。

2.地域生活を支援する

障害のある人が地域の中で安心して暮らしていけるようにするため、相談支援体制の充実、日中活動の場の確保、コミュニケーション手段の確保を進めてまいります。

3.社会的な自立を促進する

働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう多様な就業の機会の確保に努めます。

また、障害のある人の生活と社会を豊かにするために、文化・学習・スポーツ活動などの社会参加を支援します。

4.障害のある子どもへの支援を充実する

障害のある子どもの適切な発育・発達支援につなげられるように、障害の早期発見、早期療育、相談体制を促進します。

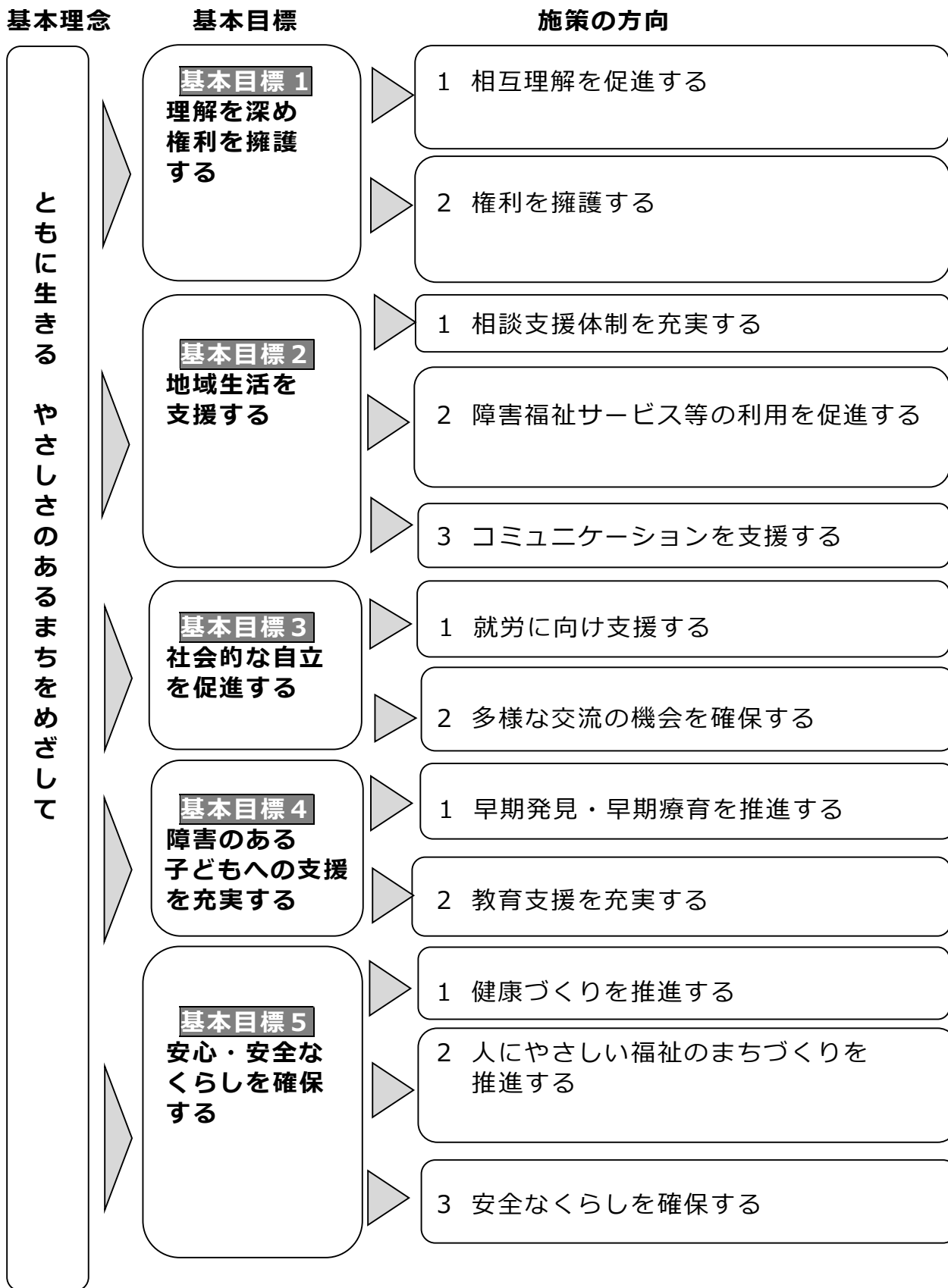
また、障害の有無にかかわらず、ともに育ち、学び、その能力を伸ばし、自立できる力を高めるため、保育や教育環境、学習活動等の充実を目指します。

5.安心・安全な暮らしを確保する

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療サービスの充実を図るとともに、建物、交通、情報、制度、意識など社会のバリアフリー化を推進します。

また、関係機関や地域住民との連携を図りながら、防災対策・防犯対策等の充実に努めます。

第3 施策の体系



取組

- ▶ (1) 理解・啓発活動の推進
(2) 福祉教育の充実
(3) 障害を理由とする差別の解消
- ▶ (1) 成年後見制度の利用促進
(2) 虐待の防止
(3) 権利行使の支援
(4) 障害当事者の参加促進
- ▶ (1) 相談支援体制の充実
- ▶ (1) 障害福祉サービス等の質の向上
(2) 経済的な支援の充実
(3) 障害福祉サービス提供体制の充実
(4) 地域づくりの推進
- ▶ (1) 情報バリアフリー化の推進
(2) コミュニケーション支援の推進
- ▶ (1) 雇用の確保と支援
(2) 福祉的就労の充実
- ▶ (1) 文化・学習・スポーツ活動への支援
(2) 多様な交流の促進
(3) 外出の支援
- ▶ (1) 相談支援体制の充実
(2) 早期療育・保育等の充実
- ▶ (1) 特別支援教育の充実
(2) 特別支援教育指導の充実
- ▶ (1) 健康づくりの推進
(2) 公費負担医療制度助成
- ▶ (1) バリアフリー化の推進等
(2) 道路環境の整備
(3) 身近な公共交通機関の整備
(4) 居住環境改善の支援
- ▶ (1) 防災対策の充実
(2) 防犯対策の充実
(3) 交通安全対策の充実

第4 施策の展開

基本目標1 理解を深め権利を擁護する

施策の方向1 相互理解を促進する

《 現状と課題 》

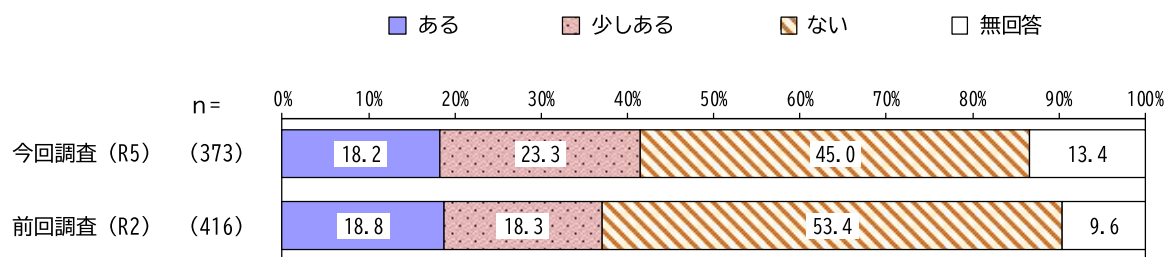
本市では、障害のある人への理解が深まるよう、社会福祉協議会との連携により「福祉体験講座」等を実施するとともに、毎年、人権問題講演会を開催しています。

しかし、アンケート調査では、障害があることで嫌な思いをしたことがあると回答した人は、依然として少なくありません。

そのため、引き続き障害と障害のある人に対する正しい理解を深めていく必要があります。

また、学校等における障害のある人との交流や体験学習などの取組みも必要です。

■ アンケート調査：障害のあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか



《 取組の方向 》

○障害特性や障害のある人に対する正しい理解が深まるよう、引き続き啓発を推進します。

○学校や地域での福祉教育に取り組みます。

○障害のある人に対する差別解消と合理的配慮の提供が広がるよう、障害者差別解消法の普及啓発に取り組みます。

(1) 理解・啓発活動の推進

No	具体的な取組	担当課
1	<p>■ 理解・啓発活動の推進</p> <p>障害と障害のある人への理解が深まるよう、広報や市ホームページなど多様な広報媒体を通して啓発を推進します。</p>	障害者福祉課

2	■ 交流の機会の確保 ノーマライゼーション ^{*7} の理念の普及啓発を図るため「障害者週間」等の適切な機会をとらえて障害のある人もない人も交流できる機会を提供します。	障害者福祉課
3	■ 人権教育・人権啓発の推進 人権問題について、講演会や啓発活動などを通じて正しい情報を提供し、人権に関する意識を醸成します。	総務人権推進課 生涯学習スポーツ課

(2) 福祉教育の充実

No	具体的な取組	担当課
4	■ 学校における交流や福祉教育の充実 社会福祉協議会が指定する福祉教育・体験学習推進校を中心とした障害のある人との交流や体験学習、特別支援学級と通常学級の交流学習などの機会を設け相互理解を促進します。	教育センター
5	■ 福祉体験講座等の支援 地域・家庭における福祉教育を促進するため、社会福祉協議会が開催する福祉教育・ボランティア研修、福祉体験講座などを支援します。	福祉政策課
6	■ 職員の理解推進 市職員に対して、手話講習会などの研修を通じてノーマライゼーション ^{*7} の理念など障害のある人への理解を促す取組を継続して実施します。	人事課

(3) 障害を理由とする差別の解消

No	具体的な取組	担当課
7	■ 障害者差別解消の推進 市民や企業に対し、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について啓発活動を行います。	障害者福祉課
8	■ 障害者差別に関する相談窓口の整備 障害を理由とする差別に関する相談窓口を障害者福祉課、障害者基幹相談支援センター ^{*8} 、及び権利擁護支援センター ^{*9} に設置し、相談者に迅速な対応を行います。	障害者福祉課

*7 ノーマライゼーション

障害の有無や性別、年齢の違いなどによって区別されることなく当たり前に、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考え方です。

*8 障害者基幹相談支援センター

相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

*9 権利擁護支援センター

障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

施策の方向2 権利を擁護する

《 現状と課題 》

障害のある人の中には、実際に生活する上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、一人で決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする成年後見制度^{*10}があります。

本市では、令和3年4月に「鶴ヶ島市成年後見制度利用促進協議会^{*11}」、そして、令和3年10月に鶴ヶ島市社会福祉協議会の権利擁護支援センター^{*12}内に「中核機関」を設置しました。そこで成年後見制度の広報活動、地域ネットワークの整備に向けた研修会などの取組を行ってきました。

しかし、アンケート調査の、成年後見制度を将来利用したいと思うかについては、「わからない(57.4%)」が最も多く、次いで「利用したいと思わない(15.8%)」の順となっており、本制度の認知度が低だけでなく、利用することによる心配をされている人がいることがわかりました。

そのため、障害のある人の権利擁護を推進し、人権や財産などの侵害がないよう、成年後見制度の利用が促進されるための丁寧な説明が必要です。

また、併せて障害のある人の虐待の防止と権利行使の支援をする必要があります。

*10 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な場合、財産管理や介護サービスの契約、遺産分割の協議などが難しい、或いは悪徳商法の被害にあう恐れがあります。判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

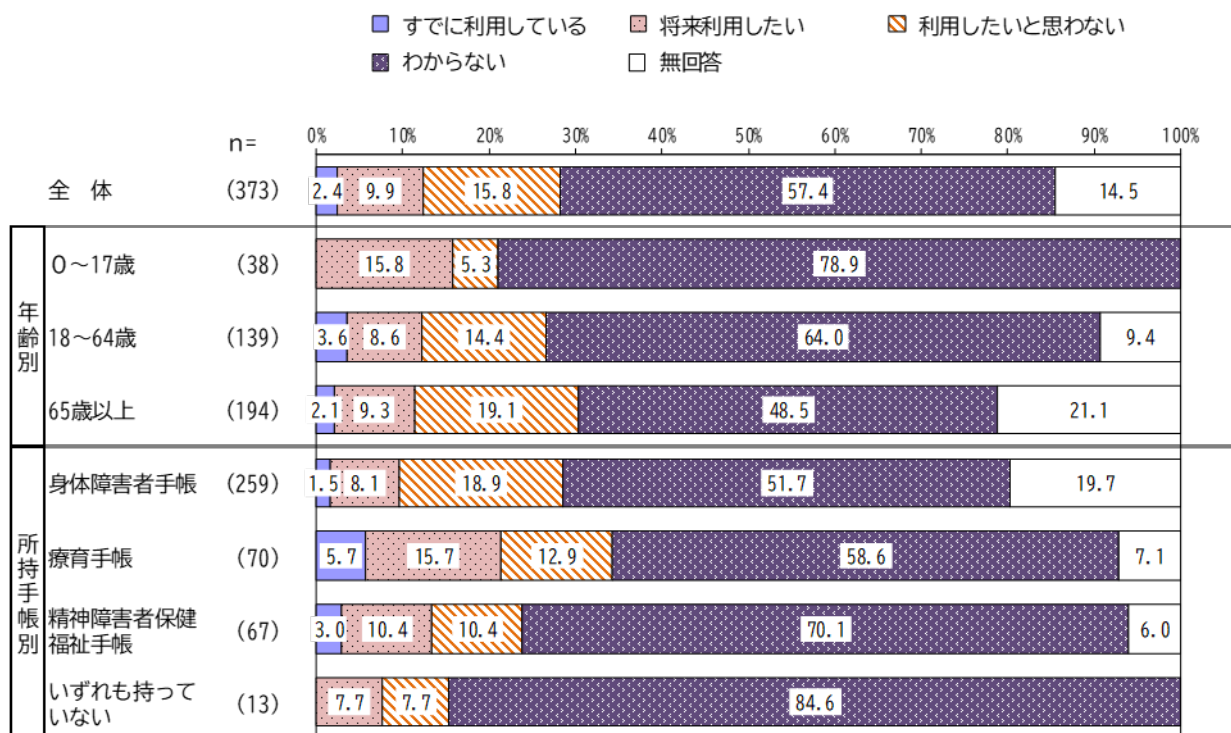
*11 鶴ヶ島市成年後見制度利用促進協議会

障害のある人の日常生活を見守る支援者を「チーム」とし、本市の権利擁護の骨格をつくる役割を担います。

*12 権利擁護支援センター

障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

■アンケート調査：成年後見制度の利用意向



◀ 取組の方向 ▶

- 障害などによって一人で決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする成年後見制度の利用促進に取り組みます。
- 障害のある人の尊厳を傷つける差別や虐待の防止に努めます。
- 選挙権を持つすべての人に投票の機会が確保されるようにします。
- 障害者施策の着実な推進のために障害者支援協議会*¹³等に障害のある人やその家族の参加を推進します。

(1) 成年後見制度の利用促進

No	具体的な取組	担当課
9	<p>■ 成年後見制度の利用支援</p> <p>本人が申立てる判断能力がない場合や、身寄りがない場合、申立ができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任申立を行います。成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に、その費用を助成します。</p>	健康長寿課 障害者福祉課

*¹³ 障害者支援協議会
地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

第3章－第4 施策の展開

基本目標1 理解を深め権利を擁護する

No	具体的な取組	担当課
10	<p>■ 中核機関との連携・協働 社会福祉協議会の権利擁護支援センター内に設置した中核機関と連携し、成年後見制度に対する相談や情報提供、申立支援を実施し、障害や認知症で判断力が不十分な人の成年後見制度の利用促進に取り組みます。</p>	健康長寿課 障害者福祉課
11	<p>■ 地域連携ネットワークづくり 全ての人々が、自分らしく日常生活を送り地域社会に参加できるよう、地域住民や福祉、行政、司法、民間団体など、多様な分野や主体が連携する仕組みを整備していきます。</p>	健康長寿課 障害者福祉課
12	<p>■ 中核機関の強化 鶴ヶ島市成年後見制度利用促進協議会の事務局としての役割を担い、地域連携ネットワークにおいて関係機関とのコーディネートを行う中核機関は、社会福祉協議会内の「権利擁護支援センター*14」に設置しました。 中核機関の機能である、①広報機能 ②相談機能 ③成年後見制度利用促進機能（受任者調整等の支援や担い手の育成など）④後見人支援機能の充実に努めます。</p>	健康長寿課 障害者福祉課

※本計画では、成年後見制度の利用促進について「第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけており、詳細をP70に掲載しています。

(2) 虐待の防止

No	具体的な取組み	担当課
13	<p>■ 障害者虐待防止に向けた体制の整備 障害者虐待防止センター*15（市直営）と、障害者基幹相談支援センター*16、権利擁護支援センター*17が緊密に連携し、虐待の未然防止・早期発見に努め、障害のある人の権利擁護を進めます。</p>	障害者福祉課

*14 権利擁護支援センター
 障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

*15 障害者虐待防止センター
 障害者の権利擁護ため、虐待の防止、被虐待者の保護や自立支援、養護者への支援が目的です。通報や届出の受理、調査や助言・指導を行います。

*16 障害者基幹相談支援センター
 相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

*17 権利擁護支援センター
 障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

(3) 権利行使の支援

No	具体的な取組み	担当課
14	<p>■ 選挙における配慮 選挙公報の音声版・点字版による候補者情報の提供や、投票所における簡易スロープの設置など障害のある人の利用に配慮して、投票環境の向上に努めます。</p>	選挙管理委員会

(4) 障害当事者の参加促進

No	具体的な取組み	担当課
15	<p>■ まちづくりへの参加促進 市の附属機関などに障害のある人の参加を推進します。公共建築物の建設など、障害のある人に直接関係のある計画については、検討段階からの参加に努めます。</p>	関係課*18
16	<p>■ 福祉施策検討の参加促進 障害者支援協議会*19と各種専門部会には、障害のある人や家族、支援者に参加していただき、当事者主体の障害特性を反映した障害福祉施策を進めます。</p>	障害者福祉課

*18 関係課

該当するすべての課を意味します。

*19 障害者支援協議会

地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

基本目標2 地域生活を支援する

施策の方向1 相談支援体制を充実する

◀ 現状と課題 ▶

障害のある人が、困った時や障害福祉サービスを利用したい時に、身近に相談できる場所があることは大切なことです。本市では、生活上の心配ごとや悩みごとなどの相談を受けられるように、市役所庁舎内の障害者基幹相談支援センター*²⁰（通称：生活サポートセンター）を含め市内3か所に障害者地域相談支援センター*²¹を設置しています。

しかし、アンケート調査の「悩みごとの相談相手」では、「鶴ヶ島市生活サポートセンター（7.1%）」「相談支援事業所などの民間の相談窓口（5.4%）」は、未だ低いままとなっています。そのため、相談支援事業の機能強化とともに、市民への周知が必要です。

■アンケート調査：悩みごとの相談相手

(単位:%)		n	市の広報	市のホームページ	市の「障害者のてびき」	市の障害者福祉課	県の広報、ホームページ、ガイドブック	新聞・雑誌	テレビ、ラジオ、インターネット	家族や友人
全体		(373)	36.2	13.1	12.1	25.7	5.6	10.2	20.9	24.7
年齢別	0～17歳	(38)	21.1	2.6	18.4	31.6	0.0	0.0	18.4	44.7
	18～64歳	(139)	30.2	14.4	10.8	25.2	5.8	7.9	22.3	24.5
	65歳以上	(194)	43.3	14.4	11.3	24.7	6.7	13.9	20.6	21.1
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	39.8	15.1	11.2	26.6	5.8	11.2	19.7	23.9
	療育手帳	(70)	15.7	7.1	15.7	32.9	5.7	5.7	12.9	35.7
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	35.8	11.9	10.4	26.9	7.5	10.4	31.3	16.4
	いずれも持っていない	(13)	46.2	0.0	7.7	23.1	0.0	0.0	30.8	30.8

(単位:%)		n	社会福祉協議会	利用している障害者支援施設	学校、職場	医療機関(病院や診療所など)	障害者団体、障害者のグループなど	その他	無回答
全体		(373)	7.5	14.2	5.1	32.2	4.8	5.4	7.0
年齢別	0～17歳	(38)	15.8	39.5	42.1	44.7	10.5	2.6	2.6
	18～64歳	(139)	9.4	17.3	2.2	30.2	7.2	6.5	5.8
	65歳以上	(194)	4.6	7.2	0.0	30.9	2.1	5.2	8.8
所持手帳別	身体障害者手帳	(259)	7.3	8.9	1.2	32.4	3.5	4.6	7.7
	療育手帳	(70)	12.9	34.3	18.6	27.1	11.4	7.1	8.6
	精神障害者保健福祉手帳	(67)	11.9	16.4	4.5	35.8	4.5	9.0	3.0
	いずれも持っていない	(13)	7.7	23.1	15.4	30.8	7.7	7.7	7.7

*²⁰ 障害者基幹相談支援センター
相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

*²¹ 障害者地域相談支援センター
市が相談支援事業所に基本相談を委託して、障害福祉についての身近な相談窓口としたもの。

◀ 取組の方向 ▶

○身近な地域での相談支援体制の強化を図ります。

(1) 相談支援体制の充実

No	具体的な取組	担当課
17	<p>■ 障害者基幹相談支援センターを中心とした体制の強化 障害者基幹相談支援センター*²⁰が、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、身近な相談窓口として市内3か所に設置した障害者地域相談支援センター*²¹に対する指導・助言等を行うことにより、地域の相談体制の強化を図ります。 また、市民に対する周知を図ります。</p>	障害者福祉課
18	<p>■ 相談支援事業所の機能強化 障害者基幹相談支援センター*²⁰が、中心となり、市内の相談支援事業所*²²に対する指導・助言等を行うことにより、地域の相談体制の強化を図ります。</p>	障害者福祉課
19	<p>■ 相談支援専門員の質の向上 障害のある人のサービス利用計画を作成する相談支援専門員の質の向上を図るため、障害者基幹相談支援センター*²⁰が中心となり研修を実施します。</p>	障害者福祉課
20	<p>■ 切れ目のない支援体制の充実 障害のある人が、福祉制度の切れ目の年齢*²³となっても障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できるように、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーなどとの緊密な連携体制の充実を図ります。</p>	障害者福祉課 健康長寿課 介護保険課
21	<p>■ 包括的な支援体制の構築 複雑化した市民ニーズや多問題を抱える世帯の支援ニーズに対応するため、障害・高齢・子ども・生活困窮の相談支援に係る関係機関が、一体的・継続的に社会とのつながりや参加のための支援を提供する包括的な支援体制の構築を目指します。</p>	福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 こども支援課

*²² 相談支援事業所
 特定相談（サービス等利用計画を作成）や一般相談（地域相談支援）を行う事業所で自治体が指定するものです。

*²³ 福祉制度の切れ目の年齢
 障害福祉サービスを受けていた人が65歳になると、原則、介護保険サービスに移行しますが、介護保険サービスにないサービスで障害福祉サービスにあるものは引き続きサービスが受けられます。
 介護保険で対象となる特定疾病のある人は、40歳になると介護保険の第2号被保険者となり、介護保険サービスが優先されます。このときも、介護保険サービスにないサービスで障害福祉サービスにあるものは引き続きサービスが受けられます。

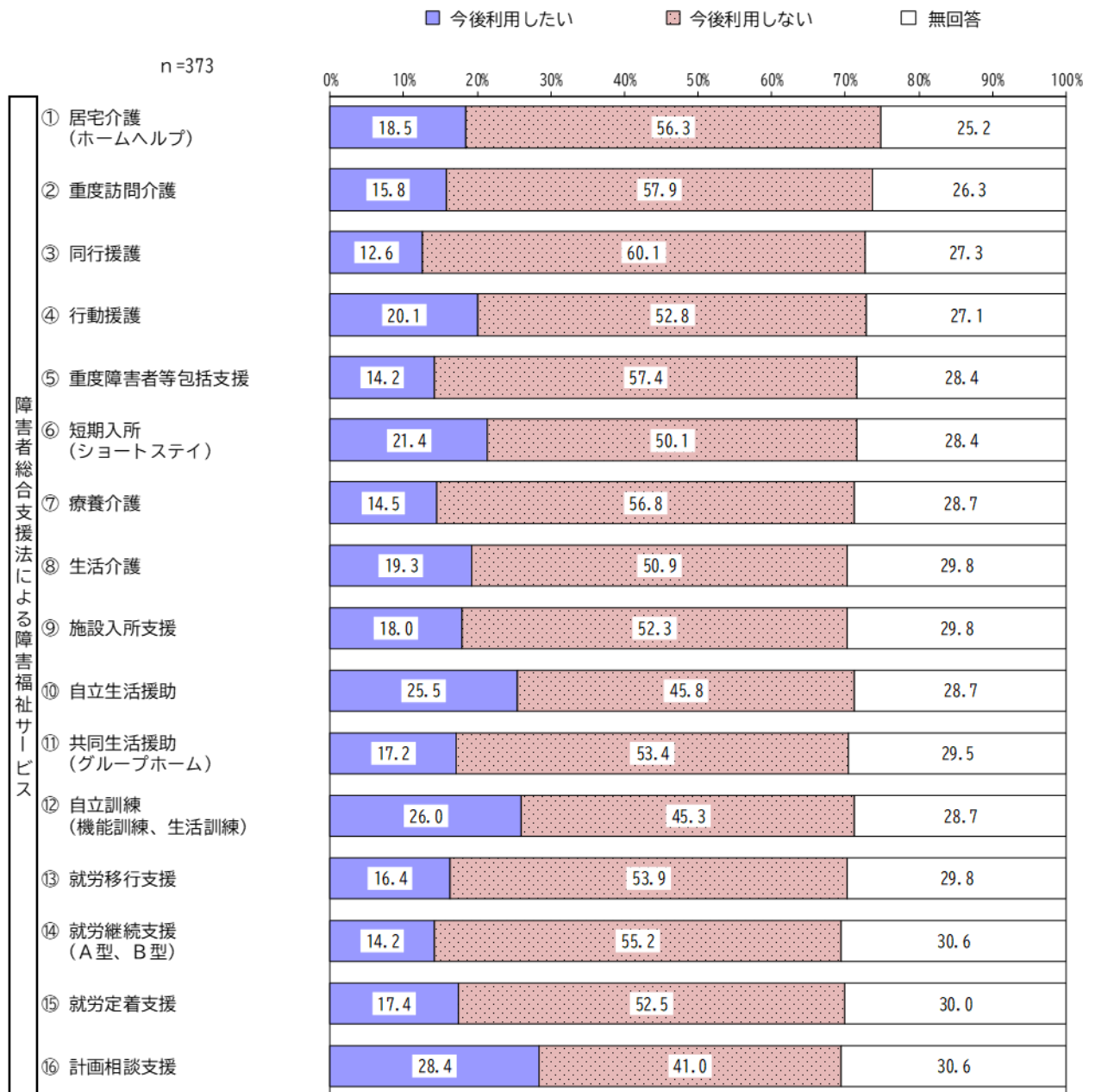
施策の方向2 障害福祉サービス等の利用を促進する

◀ 現状と課題 ▶

本市では、障害のある人の地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、今後、障害福祉サービスの利用者は増加することが見込まれます。

これからも必要な人が障害福祉サービスを受けられるよう、事業者の参入促進に向けた情報提供や、多様な主体が支え合う地域の福祉活動を支援することが必要です。

■アンケート調査：サービス利用意向



《 取組の方向 》

- 障害福祉サービスを適切に受けられるよう支援します。
- 障害のある人の経済的な支援に取り組みます。
- 障害福祉サービスの提供基盤の充実を目指します。
- 多様な主体による地域づくりを目指します。

(1) 障害福祉サービス等の質の向上

No	具体的な取組	担当課
22	<p>■ 障害福祉サービスの充実</p> <p>障害のある人の在宅支援のための居宅介護、重度の障害により在宅生活が困難な人のための訪問系サービス、また、日中活動の場や訓練のための日中活動系サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援します。</p>	障害者福祉課
23	<p>■ 障害福祉サービス事業所の情報提供</p> <p>利用者がサービスを選択しやすいよう、障害福祉サービス事業所と連携し、市ホームページを活用してサービス内容の情報提供を行います。</p>	障害者福祉課
24	<p>■ 医療的ケア児者*²⁴の家族に対する支援</p> <p>医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、レスパイトケアの利用を促進します。</p>	障害者福祉課
25	<p>■ 地域生活支援拠点*²⁵の質の向上</p> <p>地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。</p>	障害者福祉課
26	<p>■ 障害者生活介護施設の運営</p> <p>在宅の常時支援を要する障害のある人の日常生活の充実及び社会参加の促進を図るため鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（きいちご）を運営します。</p> <p>また、複合施設（旧西中学校内）への移転に向けた準備を進めます。</p>	障害者福祉課

*²⁴ 医療的ケア児者
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子ども及び大人のことです。

*²⁵ 地域生活支援拠点
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。

27	<p>■居住系サービスの受入促進 共同生活援助(グループホーム)などの居住系サービスが、親からの自立の機会、一人暮らしの体験の場、施設病院からの地域移行の受け皿となるよう、適切な受け入れについてグループホーム連絡会等により働きかけていきます。</p>	障害者福祉課
28	<p>■地域の実情に応じて行う地域生活支援事業の充実 居宅における訪問入浴サービスや外出を支援する移動支援事業については、利用者の状況に合わせた柔軟なサービスの充実を図ります。</p>	障害者福祉課

(2) 経済的な支援の充実

No	具体的な取組	担当課
29	<p>■経済的支援の充実 障害福祉サービス、地域生活支援事業等の利用者負担軽減制度の周知に努め、利用を促進します。 各種年金・手当・助成制度などの周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課 保険年金課
30	<p>■公共料金等の減免及び税の控除・減免 公共交通機関などの割引制度の周知に努め、利用の促進を図ります。 税の控除・減免の制度についての周知に努めます。</p>	障害者福祉課 税務課
31	<p>■重度心身障害者医療費助成制度^{*26}の利用促進 重度の障害のある人と家族の経済的負担を軽減するため、その医療を助成する制度について、その周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課

(3) 障害福祉サービス提供体制の充実

No	具体的な取組	担当課
32	<p>■サービス提供事業所の参入促進 社会福祉法人等障害福祉サービス提供事業者への情報提供及び支援を推進することで参入を呼びかけ、地域におけるサービスの提供基盤の充実を図ります。 また、共同生活援助(グループホーム)などの居住系サービスが、親からの自立の機会、一人暮らしの体験の場、施設病院からの地域移行の受け皿となるようその確保に努めます。</p>	障害者福祉課 関係課
33	<p>■日中活動系サービスの確保 日中活動の場を提供する日中一時支援事業については、特に高いニーズがあることから、事業者の参入を促すとともに、質・量の充実を図ります。</p>	障害者福祉課

*26 重度心身障害者医療費助成制度
 重度の心身障害者に対し、医療費の自己負担分を助成する制度です。(障害者手帳交付時の年齢、及び所得により制限あり)

(4) 地域づくりの推進

No	具体的な取組	担当課
34	<p>■地域の障害福祉の推進体制の構築 障害者支援協議会*²⁷、各種専門部会による協議を通じて、地域のシステムづくりやネットワークの構築、相談支援事業の強化等、地域の障害福祉の推進体制の充実を図ります。</p>	障害者福祉課
35	<p>■多様な主体による地域づくりに向けた支援 住民同士の交流や参加を支援することにより、多様なつながりやケアし合う関係性を育み、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、共に支え合う地域共生社会づくりに取り組めます。</p>	福祉政策課 地域活動推進課
36	<p>■地域活動支援事業の推進 障害のある人等が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう日中活動や社会との交流の機会等を提供する居場所の整備を進めます。</p>	障害者福祉課

*²⁷ 障害者支援協議会
 地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

施策の方向3 コミュニケーションを支援する

《 現状と課題 》

本市では、障害によって情報の収集や利用に支障のある人に対して、補聴器などの意思疎通支援用具の給付や、手話通訳者や要約筆記^{*28}者の派遣などの意思疎通支援事業を行っています。

また、令和5年3月に「鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例」と「鶴ヶ島市手話言語条例」を制定し、障害の特性に応じた情報の取得とコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備するとともに、手話は言語であることへの理解と普及に努めることとしました。

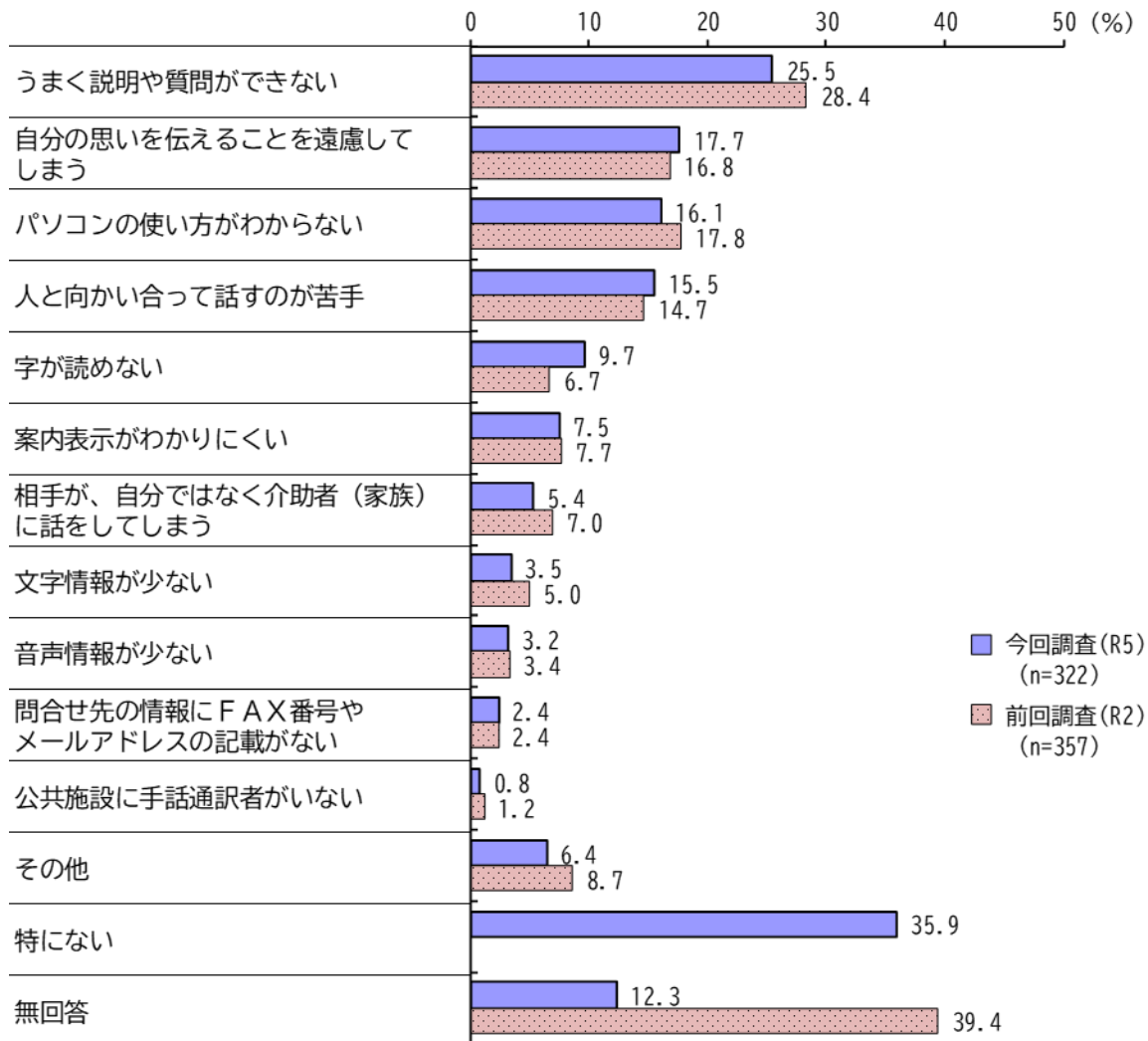
しかし、アンケート調査の「情報入手やコミュニケーションで困ること」では、「うまく説明や質問ができない（25.5%）」「自分の思いを伝えることを遠慮してしまう（17.7%）」の順で高くなっており、障害のある人はコミュニケーションに不安を感じて遠慮していることがうかがえます。

意思疎通は、生活する上で欠かせないものであり、障害の特性により情報収集のしやすさ等は異なるため、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り、コミュニケーション支援を充実させていく必要があります。

^{*28} 要約筆記

聴覚に障害のある人への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とします。

■アンケート調査：情報入手やコミュニケーションで困ること



※「特にない」は令和5年度の新規追加項目

《 取組の方向 》

- 障害の特性に合わせた情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図ります。
- 障害の特性に合わせた意思疎通の円滑化を図ります。

(1) 情報バリアフリー化の推進

No	具体的な取組み	担当課
37	<p>■ ウェブアクセシビリティの向上 障害のある人や高齢者など、誰もが市ホームページで提供される情報や機能を利用できるよう、ウェブアクセシビリティ*²⁹の確保と向上に取り組みます。 また、各種障害福祉サービスに関して、必要な情報を手軽に入手できるようインターネットを利用した情報提供に努めます。</p>	秘書広報課 障害者福祉課
38	<p>■ 障害の特性に配慮した情報提供手段の充実 広報つるがしま、市議会だより、広報折込チラシの点訳版・デイジー*³⁰版を作成するとともに、案内パンフレットなどへの「音声コード*³¹」添付や、市が発行する行政サービスの紹介などに、問合せ先としてFAX番号やメールアドレスを掲載するように努めます。</p>	秘書広報課 議会事務局議事課 関係課
39	<p>■ 聴覚障害者の情報取得手段の周知 聴覚に障害のある人のための電話リレーサービス*³²やNET119緊急通報システム*³³の情報提供や周知に取り組みます。</p>	障害者福祉課
40	<p>■ 視覚障害者等の読書環境の整備 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）*³⁴に基づき、点字図書や録音図書、電子図書館の充実を図るとともに、図書館の障害者サービスを周知し、障害のある人の利用を促進します。</p>	生涯学習スポーツ課 (図書館)

*²⁹ ウェブアクセシビリティ
 障害のある人や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、インターネット上のページやファイルで提供されている情報に到達し、利用できることです。

*³⁰ デイジー
 活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像を再生できるデジタル録音図書のことです。

*³¹ 音声コード
 印刷物に掲載された文字情報を2次元コードに変換したもので、専用の読み取り装置で読み取れるコードです。携帯電話・スマートフォンや専用の読み取り装置を使用することで、記録された情報を音声で得ることができます。

*³² 電話リレーサービス
 聴覚に障害のある人と通話相手を電話リレーサービスセンターにいる通話オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。

*³³ NET119緊急通報システム
 聴覚や言語機能等の障害によって音声による通報が困難な方が、スマートフォン等から通報場所の消防本部へ119番通報できるサービスです。

*³⁴ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
 視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目的とします。

(2) コミュニケーション支援の推進

No	具体的な取組み	担当課
41	<p>■ 障害者コミュニケーション支援条例の周知・推進 障害のある人が、あたり前にコミュニケーションができる環境となるように、障害者コミュニケーション支援条例の周知を図るとともに、推進します。</p>	障害者福祉課
42	<p>■ 手話言語条例の周知・推進 手話の普及とともに、多くの場面において手話で会話ができるよう、手話言語条例の周知を図るとともに、推進します。</p>	障害者福祉課
43	<p>■ 手話通訳者及び要約筆記者の派遣 聴覚に障害のある人などが必要な時に意思疎通を図れるように手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p>	障害者福祉課
44	<p>■ 手話通訳者及び音訳ボランティアの養成 手話の基礎や手話通訳者養成などの手話講習会を開催し、手話や聴覚障害に関する市民の理解を深め、手話通訳者の養成を図ります。 また、視覚に障害のある人のために、活字で書かれている書籍や雑誌、広報紙、新聞などの内容を音声にして伝える音訳ボランティアの養成を進めます。</p>	障害者福祉課

基本目標3 社会的な自立を促進する

施策の方向1 就労に向け支援する

《 現状と課題 》

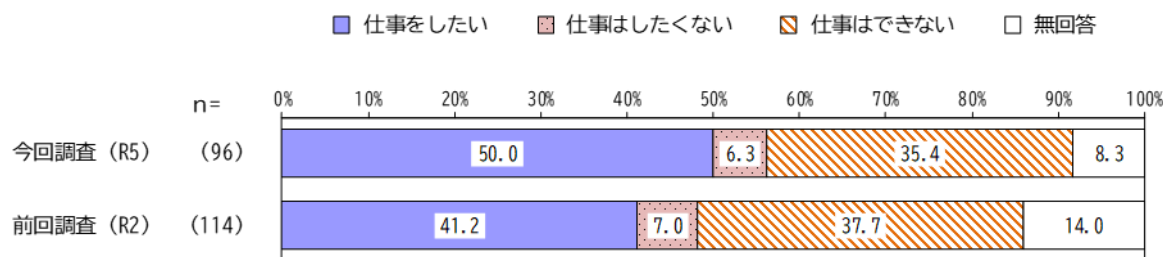
本市では、市役所庁舎内の「ふるさとハローワーク」で職業相談や職業紹介を行っているほか、障害者基幹相談支援センター^{*35}と生活困窮者自立支援センター^{*36}が一体となった生活サポートセンターを設置し、そこで障害者の就労支援を行っています。

アンケート調査の「就労意向」では、就労や就学していない人の就労意向は「仕事をしたい（50.0%）」となっており、ニーズが高いと言えます。

障害のある人に適した働き方を踏まえた支援、及び職場に定着して安定した職業生活を送れるような支援が必要です。

また、障害者団体との懇談会では、通勤時の障害者福祉サービスがないことに対する意見があり、重度の障害者の通勤時の助成が求められています。

■アンケート調査：就労意向



《 取組の方向 》

- ハローワークとの連携や、企業の障害者雇用の促進に取り組みます。
- 福祉的就労^{*37}も含めた就労の支援に取り組みます。
- 重度障害者の就労に係る通勤時の支援を検討します。

^{*35} 障害者基幹相談支援センター
 相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

^{*36} 生活困窮者自立支援センター
 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関です。

^{*37} 福祉的就労
 就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のことです。

(1) 雇用の確保と支援

No	具体的な取組	担当課
45	■ ハローワークとの連携 障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、ハローワークなどとの連携を推進します。	産業振興課
46	■ 企業の障害者雇用の促進 市内企業・事業所の障害者雇用を促進するため、生活サポートセンター* ³⁸ 等では、企業開拓、就労支援、定着支援まで一体的なサポートを行います。	障害者福祉課
47	■ 市職員への雇用機会の確保 障害に適した職務、受け入れ環境、雇用形態などに配慮しながら、市における障害のある人の雇用機会の確保に努めます。	人事課
48	■ 障害者理解の推進及び障害者虐待の防止 障害のある人を雇用する事業主への理解啓発と虐待防止を促進します。	障害者福祉課
49	■ 重い障害のある人への通勤支援 重い障害のある人の通勤時の障害福祉サービスがないため、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を推進します。	障害者福祉課

(2) 福祉的就労の充実

No	具体的な取組	担当課
50	■ 福祉サービス利用による就労支援の促進 就労移行支援事業や就労継続支援事業等の推進により、障害のある人の一般就労への移行を進めます。	障害者福祉課
51	■ 福祉喫茶コーナー運営の支援 障害のある人の就労の機会を提供するとともに、障害のある人の社会参加への理解と関心を促進するために福祉喫茶コーナーの運営を支援します。	地域活動推進課 (西市民センター) 障害者福祉課
52	■ 物品販売の支援 福祉的就労* ³⁷ に従事している人の工賃向上のため、障害福祉サービス事業所で製作した製品の販売促進を進めます。	障害者福祉課
53	■ 物品優先調達の実施 障害福祉サービス事業所が提供する物品やサービスを、公的機関が優先調達することで、発注機会を確保し、障害のある人の自立の促進につなげます。	障害者福祉課 関係課

*³⁸ 生活サポートセンター
 正式名称：障害者基幹相談支援センター。相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

施策の方向2 多様な交流の機会を確保する

《 現状と課題 》

本市では、障害のある人が様々な学級・講座などの事業に参加しやすくなるよう、必要に応じて手話通訳者などの配置や福祉タクシー等の利用料金を助成するなど環境づくりをしています。また、図書館での点字図書・録音図書などのサービスの充実に努めています。

しかし、障害者団体等ヒアリングからは、障害のある人がイベント等に参加しやすい配慮を求める意見がありました。

障害のある人の余暇活動が充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進につながるため、参加の機会を確保するとともに参加しやすくなる取組が必要です。

《 取組の方向 》

- 障害のある人の文化・学習・スポーツ活動などを支援します。
- 障害のある人の交流を促進するため、障害者団体等の活動を支援します
- 外出などの際の支援の充実に努めます。

(1) 文化・学習・スポーツ活動への支援

No	具体的な取組	担当課
54	■手話通訳者及び要約筆記者の派遣【再掲】 聴覚に障害のある人などが必要な時に意思疎通を図れるように手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	障害者福祉課
55	■視覚障害者等の読書環境の整備の推進【再掲】 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）* ³⁹ に基づき、点字図書や録音図書、電子図書館の充実に努めるとともに、図書館の障害者サービスを周知し、障害のある人の利用を促進します。	生涯学習スポーツ課 （図書館）
56	■障害者スポーツ大会参加への支援 障害者スポーツの普及に取り組むとともに、障害のある人が参加できるスポーツ教室やスポーツ大会への参加の支援に努めます。	障害者福祉課 生涯学習スポーツ課

*³⁹ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
 視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の読書環境を整備することを目的とします。

57	<p>■ 余暇活動の支援 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律*40に基づき、障害のある人の文化芸術活動の鑑賞・創造・発表等の機会（場）を提供します。</p>	生涯学習スポーツ課 （図書館） 地域活動推進課 （市民センター）
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

(2) 多様な交流の促進

No	具体的な取組	担当課
58	<p>■ 障害者団体等の活動への支援 障害者団体や家族会などが行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。</p>	障害者福祉課
59	<p>■ 障害者団体間の交流支援 障害者支援ネットワーク協議会*41での、障害者団体相互の連絡調整・親睦交流・研修啓発等の活動を支援します。</p>	障害者福祉課
60	<p>■ イベント等参加のための環境づくり 障害のある人が様々なイベントに参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣などとともに、イベントに参加しやすくなるような環境づくりに努めます。</p>	障害者福祉課

(3) 外出の支援

No	具体的な取組	担当課
61	<p>■ 外出の支援 在宅生活における外出等を支援するため、福祉タクシー利用料金や自動車燃料購入費の一部を助成します。</p>	障害者福祉課
62	<p>■ つるバス・つるワゴンの利用促進 つるバス・つるワゴンの利用にあたり、障害のある人の運賃を無料とする特別乗車証の周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課 都市計画課

*40 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とします。

*41 障害者支援ネットワーク協議会
 障害者団体、障害者を支援する団体、福祉施設などが連携を図り、障害のある人もない人も誰もが地域で安心して暮らしていける社会を目指していく協議会です。

基本目標4 障害のある子どもへの支援を充実する

施策の方向1 早期発見・早期療育を推進する

◀ 現状と課題 ▶

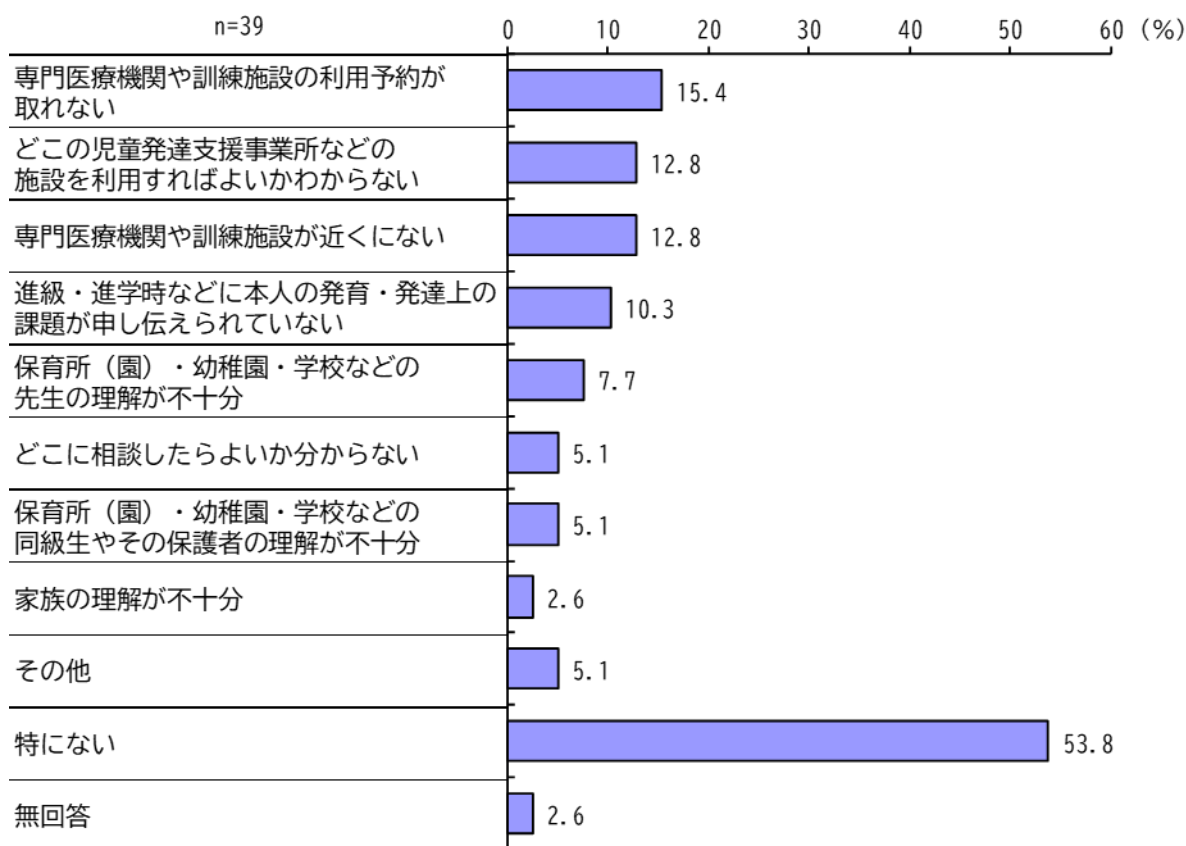
障害のある子どもは、成長・発達に伴い生ずる課題に対して、相応しい療育支援が行われる必要があります。本市では、疾病や障害の早期発見につながるよう乳幼児健康診査等を実施し、必要に応じて発育発達相談を行っています。

アンケート調査の「発育や発達に関する相談などについて困っていること」では「特にない（53.8%）」と一番高くなっていますが、一方で「専門医療機関や訓練施設の利用予約が取れない（15.4%）」「どこの児童発達支援事業所などの施設を利用すればよいかわからない（12.8%）」など、不安を感じている意見もあります。

障害のある子どもの保護者は、自身の子どもの障害の理解や教育について様々な場面で、様々な悩みを抱え、その解決の場を求めており、十分な情報提供がされるような相談支援が求められています。

また、障害児支援の中核的施設となる児童発達支援センターの設置についても求められています。

■ アンケート調査：発育や発達に関する相談などについて困っていること



◀ 取組の方向 ▶

- 障害のある子どもの相談支援体制の充実を図ります。
- 適切な発育・発達支援につなげられるよう早期療育等の充実に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

No	具体的な取組	担当課
63	■ 幼児期から就学期への切れ目のない支援 幼児期から就学期にかけて、継続的な切れ目のない支援となるよう、保育所（園）、幼稚園、発育支援センター、児童発達支援事業所、関係部課が連携し、きめ細やかな就学相談、就学支援を実施します。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター
64	■ 医療的ケア児^{*42}の支援 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の機会を拡充し、関係者の連携強化に努めます。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター 教育センター
65	■ 児童発達支援センター^{*43}の設置 障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的な機能を持ち、障害のある子どもと家族、地域の関係機関を支援する障害児支援の中核的施設となる児童発達支援センターを設置します。	障害者福祉課 こども支援課 保健センター

(2) 早期療育・保育等の充実

No	具体的な取組	担当課
66	■ 疾病や障害の早期発見・早期療育の推進 疾病や障害の早期発見につながるよう、妊産婦相談、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等を実施します。	保健センター こども支援課
67	■ 疾病や障害の早期発見・早期療育の推進 子育て相談や専門職による発育発達相談の充実、保健・医療・福祉の関係部課と関係機関の連携を強化し、早期に療育支援につながるよう努めます。	保健センター こども支援課
68	■ 保育所・幼稚園・学童保育室への受け入れ促進 障害のある子どもの保育所（園）、幼稚園、学童保育室への受け入れを促進します。	こども支援課

*42 医療的ケア児
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子どものことです。

*43 児童発達支援センター
療育支援の中核となる施設。通所支援のほかに、保育所等訪問や障害児相談の地域支援を行います。

第3章－第4 施策の展開

基本目標4 障害のある子どもへの支援を充実する

No	具体的な取組	担当課
69	<p>■ 障害児通所支援事業所との連携促進</p> <p>障害のある子どもが、療育や訓練の機会を効果的に受けられるよう、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業等関係機関と幼稚園、保育所（園）、学校等との連携を促進します。</p>	障害者福祉課
70	<p>■ 発達障害児者の家族への支援</p> <p>ペアレントトレーニング*⁴⁴の研修事業と共に、ペアレントメンター*⁴⁵の活動を支援することで、家族機能を強化し、地域の療育体制の充実を図ります。</p>	障害者福祉課 こども支援課

*⁴⁴ ペアレントトレーニング
子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルの獲得を目指すものです。

*⁴⁵ ペアレントメンター
障害のある子どもを育てた経験のある親が、障害のある子どもの親となったばかりの相手の相談に応じ、共感して寄り添い将来の見通しを示す等の活動をする人のことです。

施策の方向2 教育支援を充実する

《 現状と課題 》

障害のある子どもは、その成長段階において適切な教育を受けることが大切です。

また、障害のある子どもとない子どもがともに育ち学ぶ教育環境を整えていくためには、多様な学びと参加が必要です。

本市では、各小中学校に特別支援学級を設置し特別支援教育を推進しているほか、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ障害のある子どもと通常学級で学ぶ子どもの交流教育を進めています。

今後も、障害のある子どもの教育の充実を図ることが必要です。

《 取組の方向 》

○障害のある子どもの特別支援教育を充実します。

○特別支援教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。

(1) 特別支援教育の充実

No	具体的な取組	担当課
71	■ 通常学級における通級による指導体制の整備 小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子どもに対して、その障害や特性等に応じて、特別の場で行われる指導（通級による指導）が受けられる体制を整備します。	教育センター
72	■ 学校・学級相互交流活動の推進 すべての子どもの見聞を広め、豊かな人間形成や社会性の育成ができるように、特別支援学級や特別支援学校で学ぶ障害のある子どもと、通常学級で学ぶ子どもとが活動をともにする機会となる学校相互や学級相互の交流教育や、地域社会との交流活動を積極的に推進します。	教育センター
73	■ 特別支援教育児童生徒就学奨励事業の推進 教育の機会均等や特別支援学級への特別支援教育児童生徒就学奨励事業により、その就学に係る児童・生徒の保護者への経済的な負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ります。	学校教育課

(2) 特別支援教育指導の充実

No	具体的な取組	担当課
74	■ 関係教職員の資質の向上 特別な支援が必要な子どもへのきめ細かな対応を図るため、関係機関との連携強化や研修などによる関係教職員の資質の向上を図ります。 教育に直接関わる教職員の専門知識と技能の向上を図るため、専門研修を推進するとともに、一般教職員に対する特別な支援が必要な子どもへの教育に関する研修を推進します。	教育センター

基本目標5 安心・安全な暮らしを確保する

施策の方向1 健康づくりを推進する

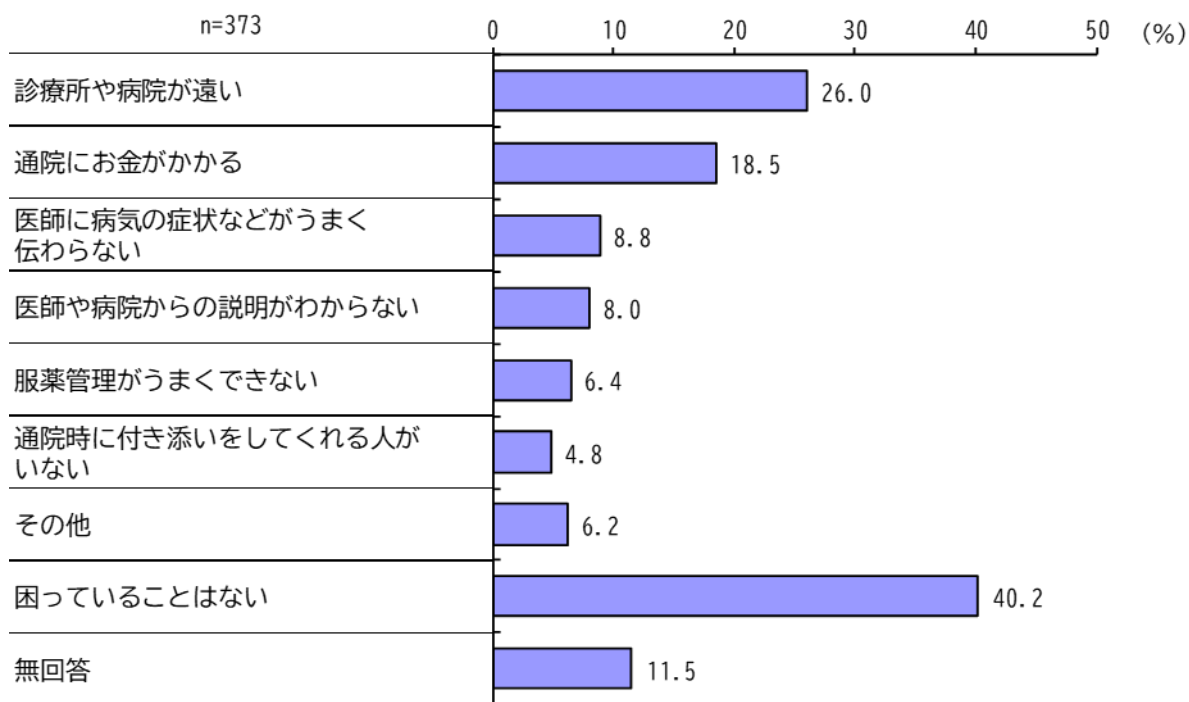
《 現状と課題 》

本市では、健やかで豊かに生活できる活力あるまちづくりを目指し、市民が一体となって進める健康づくりに努めているほか、障害の原因となる疾病の早期発見・早期療養につなげるため健康診査を実施しています。

アンケート調査の「医療について困っていること」では、「困っていることはない(40.2%)」と4割を占めていますが、障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、安心して医療を受けられることが必要です。

■アンケート調査：医療について困っていること

(回答者総数：373人)



《 取組の方向 》

○疾病の早期発見・早期治療につながるよう健康診査等を実施します。

○障害のある人が安心して医療機関に受診できるように公費負担医療制度により助成します。

(1) 健康づくりの推進

No	具体的な取組	担当課
75	<p>■ 健康づくり・食育の推進 生涯を通じた健康づくり・食育等の推進を図るため、生活習慣病予防、介護・フレイル^{*46}予防に向けた取組を実施します。</p>	健康長寿課
76	<p>■ 健康診査の実施 メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見、早期治療につなげるため、特定健診^{*47}や各種がん検診を実施します。 また、健康診査後の事後指導及び生活習慣病改善のための相談希望者に対し保健師、管理栄養士による健康相談、保健指導を実施します。</p>	保健センター 保険年金課
77	<p>■ 精神保健相談の実施 不眠、うつ、ストレス、アルコール問題等、市民の様々なメンタルヘルスの相談に対応するため、精神科医による定期的な相談と、精神保健福祉士、保健師による来所相談及び電話相談を実施します。</p>	障害者福祉課

(2) 公費負担医療制度助成

No	具体的な取組	担当課
78	<p>■ 自立支援医療の利用促進 身体障害の状態を軽減するための医療(更生医療・育成医療)及び精神疾患の継続的な治療(精神通院医療)の周知と利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課
79	<p>■ 重度心身障害者医療費助成制度^{*48}の利用促進【再掲】 重度の障害のある人と家族の経済的負担を軽減するため、その医療を助成する制度について、その周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課

^{*46} フレイル
加齢とともに心身の機能が低下し「健康」と「介護」の中間の状態にあり、フレイルの段階で対策を行えば、健康な状態に戻ることが十分可能です。フレイル予防として、①栄養、②運動、③社会参加が大切とされています。

^{*47} 特定健診
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目してこれらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査です。

^{*48} 重度心身障害者医療費助成制度
重度の心身障害者に対し、医療費の自己負担分を助成する制度です。(障害者手帳交付時の年齢、及び所得により制限あり)

施策の方向2 人にやさしい福祉のまちづくりを推進する

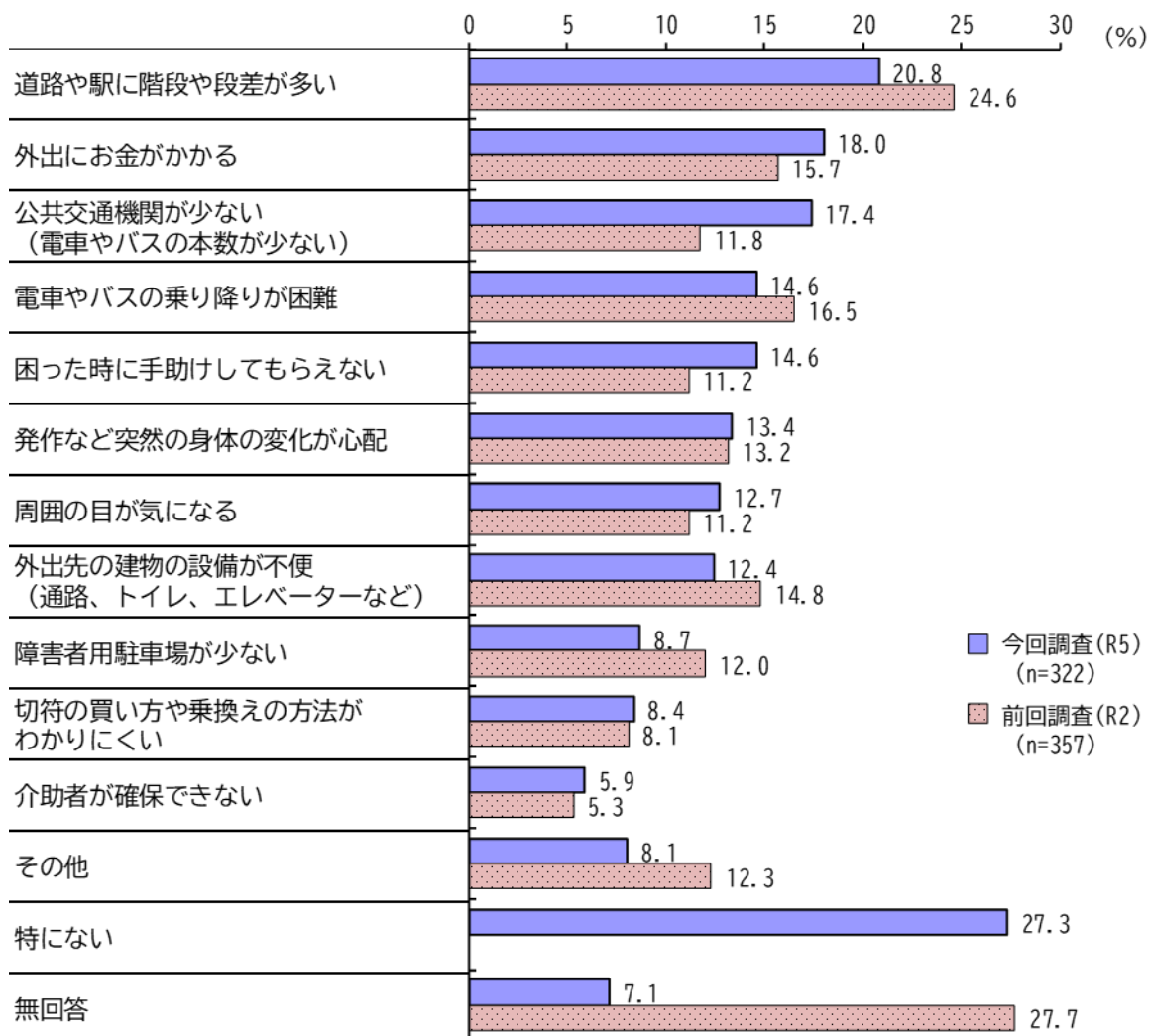
《 現状と課題 》

本市では、障害のある人を含めすべての人にとって住みよい地域づくりを進めるために、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進してきました。市内公共交通のつるバスでは全車にノンステップバスを導入しています。

しかし、アンケート調査の「外出時に困ること」では、「特にない(27.3%)」に次いで「道路や駅に階段や段差が多い(20.8%)」と感じている人が多くなっています。

そのため、引き続き安全で利用しやすい環境となるよう道路や交通機関などの整備を進める必要があります。

■アンケート調査：外出時に困ること



※「特にない」は令和5年度の新規追加項目

◀ 取組の方向 ▶

- バリアフリーのまちづくりを総合的に推進します。
- 障害のある人が歩きやすい道路環境を整備します。
- 障害のある人が利用しやすい身近な公共交通機関の整備に努めます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、住宅改修費の助成を行います。

(1) バリアフリー化の推進等

No	具体的な取組	担当課
80	■ バリアフリーのまちづくりの推進 埼玉県福祉のまちづくり条例 ⁴⁹ に基づき、バリアフリーのまちづくりを総合的・計画的に推進します。	都市計画課
81	■ 公共的建築物のバリアフリー化の推進 多機能トイレの設置、出入り口の段差の解消など公共的な建築物のバリアフリー化を推進します。	関係課
82	■ 障害者に配慮した公園整備 公園・緑地を計画的に整備する場合は、障害のある人に配慮した公園の整備に努めます。	都市計画課
83	■ 埼玉県思いやり駐車場制度^{*50}の推進 埼玉県思いやり駐車場制度に係る利用者証を交付するとともに、制度の普及に努めます。	障害者福祉課 介護保険課 保健センター

(2) 道路環境の整備

No	具体的な取組	担当課
84	■ 障害者に配慮した交通安全施設の整備 歩道の幅員の確保、段差の解消や、視覚障害者誘導用ブロック・エスコートゾーン ^{*51} の設置など歩行空間の整備に努めるとともに、音声式信号機など障害のある人のための交通安全施設の整備を促進します。	道路建設課 生活環境課

*49 埼玉県福祉のまちづくり条例
誰でも利用しやすい施設の整備促進など福祉のまちづくりの施策を推進し、すべての県民が安心して生活し、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現をめざす条例です。

*50 埼玉県思いやり駐車場制度
歩行が困難だと認められる方に「利用者証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

*51 エスコートゾーン
「視覚障害者用道路横断帯」とも呼ばれ、視覚に障害のある人に横断方向を誘導するための道路歩道中央に設けられる突起帯のことです。

第3章-第4 施策の展開

基本目標5 安心・安全な暮らしを確保する

85	<p>■歩道環境の向上 関係機関と連携しながら、商品などの歩道へのはみ出しの 是正指導、放置自転車対策を講じます。</p>	道路建設課 生活環境課
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

(3) 身近な公共交通機関の整備

No	具体的な取組	担当課
86	<p>■つるバス・つるワゴンの充実 より便利で利用しやすい、つるバス・つるワゴンの充実に 努めます。</p>	都市計画課

(4) 居住環境改善の支援

No	具体的な取組	担当課
87	<p>■居宅改善の支援 重度の障害のある人の日常生活の利便を図るため改造する 場合に補助する居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の 周知に努め、利用の促進を図ります。</p>	障害者福祉課

第3章－第4 施策の展開

基本目標5 安心・安全な暮らしを確保する

施策の方向3 安全な暮らしを確保する

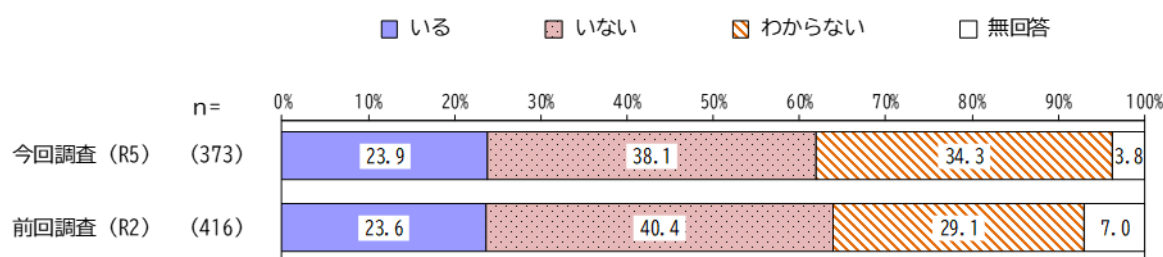
《 現状と課題 》

近年、全国的に大規模な地震や水害が発生し、災害に対する関心が高くなっています。本市では、避難のときに支援が必要な避難行動要支援者名簿^{*52}の作成や、障害のある人のための福祉避難所の指定を行っています。

しかし、アンケート調査の「近所で助けてくれる人の有無」では、災害時に近所で助けてくれる人が「いる(23.9%)」は、前回調査とほぼ同じ割合となっています。

障害のある人は、災害に対して非常に弱い存在であり、地域で安心して暮らしていくため、障害の種別や程度に応じて適切な支援体制の整備が求められます。

■アンケート調査：近所で助けてくれる人の有無



《 取組の方向 》

○避難行動要支援者名簿^{*52}を適時更新し、災害時個別避難計画^{*53}の作成に努めるとともに福祉避難所の確保に取り組みます。

○防犯や詐欺・悪徳商法などの被害未然防止のため消費生活相談との連携に努めます。

○交通事故防止のため、啓発と対策に努めます。

(1) 防災対策の充実

No	具体的な取組	担当課
88	<p>■避難行動要支援者対策の推進</p> <p>災害対策基本法に基づき作成した避難行動要支援者名簿^{*48}を適時更新し、災害時に円滑な支援ができるよう該当者の同意を得て避難支援等関係者へ名簿情報を提供します。</p> <p>また、福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織等の地域団体との連携により、避難行動要支援者を支援する災害時個別避難計画の作成を推進します。</p>	福祉政策課 障害者福祉課 こども支援課 健康長寿課 介護保険課 地域活動推進課 危機管理課

*52 避難行動要支援者名簿
 災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々(避難行動要支援者)を、あらかじめ登録しておく名簿です。

*53 災害時個別避難計画
 災害発生時避難支援を行う者や避難支援を行う上での留意する点、避難支援の方法や避難場所、避難経路などを記載します。

89	<p>■ 福祉避難所^{*54}の確保・運営 避難所での生活が難しい障害のある人のために、福祉事業所と災害時協定を締結して福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所開設訓練を実施します。</p>	福祉政策課 障害者福祉課 こども支援課 介護保険課 健康長寿課 危機管理課
90	<p>■ NET119緊急通報システム^{*55}の周知 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、円滑に消防へ通報できるNET119緊急通報システムの一層の周知に努めます。</p>	障害者福祉課

(2) 防犯対策の充実

No	具体的な取組	担当課
91	<p>■ 福祉相談窓口と消費生活相談の連携 福祉相談窓口と消費生活相談の連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。</p>	障害者福祉課 産業振興課 健康長寿課

(3) 交通安全対策の充実

No	具体的な取組	担当課
92	<p>■ 交通事故防止の啓発と対策の推進 障害発生の一因の一つである交通事故の防止に関する啓発を推進するとともに、事故にあう危険性の高い障害のある人が安全に通行できるよう、交通環境の整備を推進します。</p>	生活環境課

*54 福祉避難所
 高齢者や障害者など一般の避難所生活では支障を来すよう配慮者に対して、特別の配慮がされた避難所のことです。

*55 NET119緊急通報システム
 聴覚や言語機能等の障害によって音声による通報が困難な方が、スマートフォン等から通報場所の消防本部へ119番通報できるサービスです。

◆第二期鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画◆

1 成年後見制度利用促進基本計画の目的

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でなくなった場合でも、本人の意思決定を重視した身上保護や財産保護のもと、個人の尊厳にふさわしい生活を保障し、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進することを目的とします。

2 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

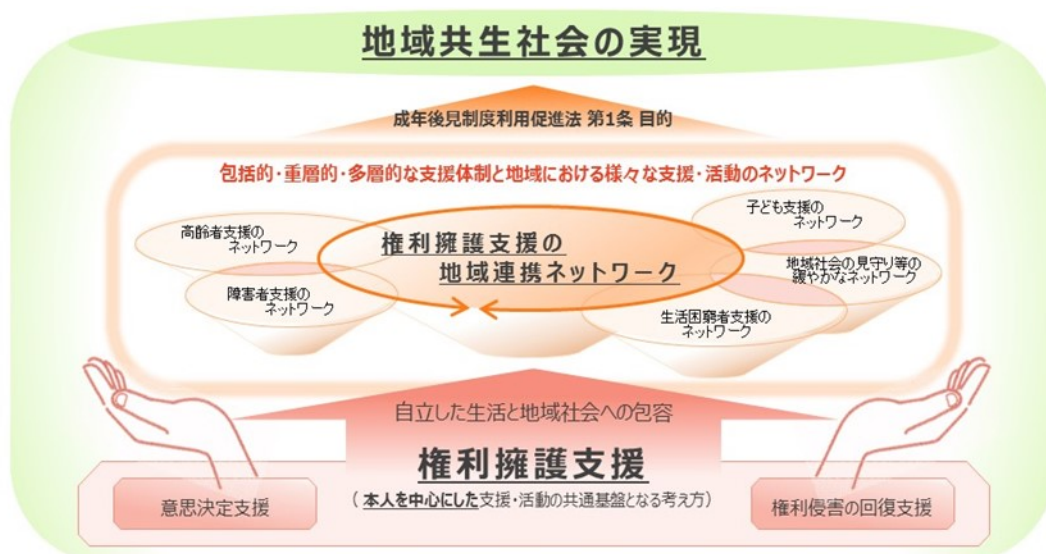
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

3 現状と課題

鶴ヶ島市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする鶴ヶ島市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。この計画に基づき成年後見制度利用促進協議会及び中核機関を設置し、成年後見制度の広報活動、地域ネットワークの整備に向けた研修会などの取り組みを行ってきました。取り組みを通じて相談件数の増加や地域の専門職などとの関係性の構築が進んだ一方、成年後見制度の認知度はまだ低く、制度を利用するメリットを理解していない方が多くいるものと推察されます。

国においては、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第二期成年後見制度利用促進基本計画が策定され、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、利用促進の取り組みを更に進めることが示されました。

国の計画や市の取組の進捗状況等を踏まえ、任意後見制度を含めた成年後見制度の普及啓発や地域連携ネットワークの更なる推進に取り組んでいく必要があります。



出典 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（厚生労働省）

4 施策展開

(1) 地域連携ネットワークづくり

ア 地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要とする方を含めた全ての人が、自分らしく日常生活を送り地域社会に参加できるよう、地域住民や福祉、行政、司法、民間団体など、多様な分野や主体が連携する仕組み（地域連携ネットワーク）を整備していく必要があります。

令和3年度から5年度までの間は、研修会や学習会、専門職との情報交換会を行いました。今後も権利擁護支援を行う支援者、中核機関、協議会が連携し、権利擁護支援を行います。

イ 意思決定支援の促進

意思決定支援は権利擁護支援における重要な要素です。後見人のみならず、日常的に本人に関わる様々な関係者がチームとなり、意思決定支援を理解し、実践することが重要です。研修などを通じ、幅広い関係者に対して継続的な普及啓発に取り組めます。

(2) 中核機関の強化

ア 中核機関・協議会の運営

中核機関は、鶴ヶ島市から鶴ヶ島市社会福祉協議会へ業務委託し、令和3年10月1日に社会福祉協議会権利擁護支援センター内に設置しました。

成年後見制度利用促進協議会は、令和3年4月1日より専門職や学識経験者などで構成し、会議を行ってきました。中核機関・協議会が連携し、意見を出し合いながら鶴ヶ島市の権利擁護支援の更なる普及に努めます。

イ 広報機能

・成年後見制度の普及啓発

市民アンケート調査（※）の結果により、成年後見制度の認知度が低下したことから、広報について更なる取り組みが必要です。パンフレットの活用や研修会等を開催し、積極的に普及啓発を行います。

■数値目標

	区 分	現 状 値	目 標 値
成年後見制度の認知度	高齢者	(令和4年) 24.0%	(令和7年) 35.0%
	障害者	(令和5年) 32.9%	(令和8年) 35.0%

※高齢者…介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

障害者…障害者福祉についての市民意識調査

・任意後見制度の利用促進

高齢化の進展や少子化に伴い、単身世帯が増加しています。また、身寄りが無い、地域との関わりが薄いなど地域社会から孤立する人が増えていることから、あらかじめ自ら人生設計をし、本人の意思が反映できる任意後見制度の活用が必要となってきます。任意後見制度が多くの人に認知されるよう普及啓発に取り組みます。

ウ 相談機能

中核機関が設置され、相談窓口が明確となったことで、多くの相談が入っています。引き続き専門職を配置し、幅広く相談が受けられるよう取り組みます。

エ 利用促進機能

・受任者調整機能

令和5年度まで、受任者となる専門職との関係づくりなど、段階的に取り組みました。市長申立てのケースや中核機関に相談があったケース、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見から市民後見人等への移行などを想定し、受任者調整を行います。

・市民後見人の養成・活動

鶴ヶ島市では令和5年4月1日現在、39名の市民後見人養成講座の修了者が、鶴ヶ島市社会福祉協議会の法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動しています。今後は、継続して養成を行いながら、家庭裁判所から市民後見人として選任され、活動できるよう取り組みます。また、養成講座修了者の活動の場が更に広がるよう検討します。

■数値目標

市民後見人の活動人数（累計）	現状値	目標値
		令和5年度
	0名	3名

・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業等の利用者が、成年後見制度にスムーズに移行できるよう支援します。

オ 後見人支援機能

現在、中核機関において成年後見人等からの相談を受けています。今後、市民後見人の活動も見込まれることから、後見人が相談しやすい環境を作るなど、後見人を支援します。

(3) 成年後見制度利用支援事業の推進

ア 市長申立ての実施

成年後見人等が必要な状況で、本人申立てする判断能力がない、申立て可能な親族がない、申立て可能な親族がいても関与を拒否する、その他市長が認めたものなど、申立てが困難と考えられる様々なケースに対し、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

イ 報酬助成の実施

成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用を助成します。助成対象者を市長申立て以外の利用者や後見監督人に拡大し、多くの方が成年後見制度を利用できるよう支援します。

